

一般用漢方処方の見直し

一般用漢方製剤 210 処方 は、昭和 40 年代末に公表された。その後、生活環境の変化や急激な人口の高齢化に伴う疾病構造の変化等に伴い、210 処方が現在の様々な国民のニーズに合致しなくなってきた面もあることから、次のような事項を検討する必要がある。

1．処方の選別

疾病構造の変化等に対応し、処方の追加及び削除を検討する。

例えば、附子の修治（加工）技術の進歩等より安全面への懸念が解消され、また日本薬局方に収載される見込みであることから、附子製剤の追加を検討する。

2．処方内容の改正

漢方薬は各人の体質等（「証」という）によって用いられる処方が異なるが、現在、証による「しぼり」（制限）がない処方については、必要に応じて明確化を検討する。

効能・効果についても現代に即した症状の表現等へ変更・追加する等、見直しを検討する。

3．情報の提供等

漢方処方中の生薬の分量（配合量・満量に対する比率）やエキス抽出溶媒（水のみ又は水及びアルコール）等について、使用者にわかりやすく表示するよう検討する。

一般用漢方処方で用いられている生薬については、品質確保や情報公開等を目的として日本薬局方に収載することを検討する。